

第9回 定時株主総会招集ご通知

日 時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時（受付開始時間：午前9時30分）

場 所

カーリットホールディングス株式会社 本社会議室
東京都中央区京橋一丁目17番10号
（住友商事京橋ビル7階）

※ご来場の際は、裏表紙の株主総会会場のご案内図をご参照ください。

目 次

第9回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役8名選任の件	
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	
(添付書類)	
事業報告	15
1. 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項	15
2. 会社の株式に関する事項	24
連結計算書類	36
計算書類	38
監査報告書	40

新型コロナウイルスの感染拡大防止のための対応について

- 新型コロナウイルス感染拡大を防止する観点から、書面またはインターネットによる事前の議決権行使をいただくことを推奨申し上げます。（※招集ご通知3～4ページをご参照ください。）
- 株主総会に出席する役員及び運営スタッフについては、感染防止に万全を期するため、マスク着用で対応させていただきます。
- ご出席の株主様におかれましては、マスクの着用などご自身および周囲への感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。
- ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、弊社の運営スタッフがご声掛けをさせていただき、入場をお控えいただくことがございますので、予めご了承ください。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/4275/>



(証券コード 4275)

2022年6月14日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目17番10号
カーリットホールディングス株式会社
代表取締役社長 金子洋文

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第9回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますのでお手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時

2022年6月29日（水曜日）午前10時

受付開始時間：午前9時30分

2. 場 所

東京都中央区京橋一丁目17番10号

住友商事京橋ビル7階

カーリットホールディングス株式会社 本社会議室

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

3. 会議の目的事項

報告事項

- (1) 第9期 (2021年4月1日から
2022年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- (2) 第9期 (2021年4月1日から
2022年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

以上

- ~~~~~
- ※ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 当日ご出席の際は、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 株主総会ご出席の方へのお土産は用意しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.carlithd.co.jp>) に掲載させていただきます。
- ※ 次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.carlithd.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告書を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類の一部であります。

- ①計算書類の個別注記表、株主資本等変動計算書
- ②連結計算書類の連結注記表、連結株主資本等変動計算書

議決権行使のご案内

株主総会にご出席されない場合、次のいずれかの方法により議決権を行使することができますので2022年6月28日（火曜日）午後5時までにご行使ください。

議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時まで

1. 書面（郵送）による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、上記期限までに到着するようご返送ください。郵送の際は同封の記載面保護シールをご利用ください。

2. インターネットによる議決権行使

(1) 「スマート行使」による方法



- ① 同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードをスマートフォンにてお読み取りいただき、「スマート行使」へアクセスした上で、画面の案内に従って行使内容をご入力ください（議決権行使コード・パスワードのご入力は不要です）。
- ② 「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。

(2) 議決権行使コード・パスワード入力による方法

- ① 「議決権行使ウェブサイト」（下記URL）にアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログインの上、画面の案内に従って行使内容をご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- ② パスワード（株主様に変更されたものを含みます）は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- ③ パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ④ パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続きください。

(3) ご注意

- ① 行使期限は2022年6月28日（火曜日）午後5時までであり、同時刻までにご入力を終える必要があります。お早めのご行使をお願いいたします。
- ② 「スマート行使」による議決権行使後に行使内容を修正したい場合は、お手数ですが左記(2)に記載の方法でご修正いただきますようお願い申し上げます。
- ③ 郵送による議決権行使とインターネットによる議決権行使を重複された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効とします。
- ④ インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。
- ⑤ インターネットによる議決権行使は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

3. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人であるみずほ信託銀行 証券代行部までお問い合わせください。

【「スマート行使」「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】

 **0120-768-524** (年末年始を除く 9:00~21:00)

4. 機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）におかれましては、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への適切な利益還元を経営における最重要課題の一つと考えております。

成長が期待され、独自性のある事業展開のための研究開発、ならびに既存事業の活性化および事業領域拡大に向けた施策を有効に行うための内部留保を図るとともに、株主の皆様への利益配分に当たっては、安定的・継続的な配当を行うことを基本的な考え方としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績を勘案して、下記のとおり1株につき普通配当16円とさせていただきます。

- (1) 配当財産の種類 ： 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
 当社普通株式1株につき金16円
 総額 ： 383,324,544円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 ： 2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 取締役会の運営に柔軟性を持たせるため、取締役会の招集権者および議長を、あらかじめ取締役会の定めた取締役に変更するものであります。(変更案第23条)

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令で定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会長</u>に欠員または事故があるときは、<u>取締役社長</u>が、<u>取締役社長</u>に事故があるときは、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた順序に従い、他の<u>取締役</u>が<u>取締役会</u>を招集し、議長となる。</p> <p>(新設)</p>	<p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会の定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>前項において定めた取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役に取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（9名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。本議案では新任の取締役1名を含めた、8名の取締役の選任をお願いするものであります。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式数
1	<p>再任</p> <p>かね こ ひろ ふみ 金子 洋 文 (1960年4月30日)</p>	<p>1984年4月 日本カーリット(株)入社 2015年6月 当社執行役員 日本カーリット(株)代表取締役社長兼営業本部長 2016年6月 当社取締役兼執行役員グループ営業統括 日本カーリット(株)代表取締役社長 2018年4月 当社取締役兼常務執行役員グループ営業部門統括 2019年4月 当社取締役兼常務執行役員グループ戦略部門統括 2020年6月 当社代表取締役社長R&Dセンター、内部監査室担当 2021年4月 当社代表取締役社長内部監査室担当 2022年4月 当社代表取締役社長経営企画部、内部監査室担当（現）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 日本カーリット(株)代表取締役社長、当社取締役兼常務執行役員グループ営業部門統括及び戦略部門統括を経て、当社代表取締役社長に就任。グループ全般の経営管理及び経営戦略策定に関する実績と経営者としての豊富な経験を有していることから、取締役候補者といいたしました。</p>	22,200株
2	<p>再任</p> <p>もり した たかし 森 下 貴 (1958年9月16日)</p>	<p>1981年4月 日本カーリット(株)入社 2015年4月 当社執行役員 (株)シリコンテクノロジー代表取締役社長 2017年6月 当社取締役兼執行役員経営戦略室担当 (株)シリコンテクノロジー代表取締役社長 2018年4月 当社取締役兼常務執行役員グループ戦略部門統括 2019年4月 当社取締役兼常務執行役員グループ営業部門統括 2020年4月 日本カーリット(株)代表取締役社長（現） 2021年6月 当社取締役兼専務執行役員経営戦略室、新事業戦略室、広報・ESG推進室担当 2022年4月 当社取締役兼専務執行役員社長補佐、広報・サステナビリティ推進部担当（現）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 日本カーリット(株)代表取締役社長、当社取締役兼常務執行役員グループ戦略部門統括及び営業部門統括を経て当社取締役兼専務執行役員社長補佐、広報・サステナビリティ推進部担当に就任。グループ全般の経営管理に関する実績と経営者としての豊富な経験を有していることから、取締役候補者といいたしました。</p>	12,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する 当社株式数
3	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">おかもとひでお 岡本英夫</p> <p style="text-align: center;">(1961年7月15日)</p>	<p>1985年4月 (株)富士銀行（現(株)みずほ銀行）入行 2006年8月 (株)みずほフィナンシャルグループ グループ戦略部次長 2012年4月 みずほ信託銀行(株)法務室長 2013年10月 当社法務部長兼内部監査室長 2016年6月 当社執行役員法務・コンプライアンス部長 2019年6月 当社取締役兼執行役員グループ管理部門統括法務・コンプライアンス部長 2020年6月 当社取締役兼執行役員財務部、ITシステム推進部、法務・コンプライアンス部担当、法務・コンプライアンス部長 2022年4月 当社取締役兼執行役員法務・コンプライアンス部担当、法務・コンプライアンス部長（現）</p> <p>（取締役候補者とした理由） (株)みずほ銀行での海外業務経験および企業法務に関する豊富な実績を有し、2013年より当社法務、コンプライアンス、内部監査に携わり、現在は当社取締役兼執行役員法務・コンプライアンス部担当、法務・コンプライアンス部長に就任。法務・コンプライアンスに関する経験と実績を有することから、取締役候補者となりました。</p>	5,200株
4	<p style="text-align: center;">再任</p> <p style="text-align: center;">さかたていじ 坂田貞二</p> <p style="text-align: center;">(1960年1月11日)</p>	<p>1988年4月 日本カーリット(株)入社 2005年7月 化薬事業本部化薬部上級次長 2012年6月 ジェーシーボトリング(株)取締役営業本部長 2015年6月 ジェーシーボトリング(株)常務取締役営業本部長 2017年4月 日本カーリット(株)取締役営業本部長 2018年4月 当社執行役員 日本カーリット(株)代表取締役社長 2019年4月 当社執行役員グループ生産部門統括 日本カーリット(株)代表取締役社長 2019年6月 当社取締役兼執行役員グループ生産部門統括 日本カーリット(株)代表取締役社長 2020年4月 ジェーシーボトリング(株)代表取締役社長（現） 2020年6月 当社取締役兼執行役員（現）</p> <p>（取締役候補者とした理由） 日本カーリット(株)代表取締役社長を経て、ジェーシーボトリング(株)代表取締役社長に就任。グループ全般の経営管理に関する実績と経営者としての豊富な実績を有していることから、取締役候補者となりました。</p>	8,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
5	<p>再任</p> <p>やちとしふみ 谷内俊文 (1961年6月5日)</p>	<p>1985年4月 (株)富士銀行（現(株)みずほ銀行）入行 2011年1月 (株)みずほ銀行京都中央支店支店長 2014年5月 当社人事部長 2017年1月 当社経営戦略室長 2018年4月 (株)エスディーネットワーク代表取締役社長 2019年4月 当社執行役員人事部長兼秘書室長 2020年6月 当社取締役兼執行役員人事部、総務部、秘書室 担当人事部長兼秘書室長 2021年4月 当社取締役兼執行役員人事部、総務部、秘書室 担当、秘書室長 三協実業(株)代表取締役社長（現） 2022年4月 当社取締役兼執行役員総務部、秘書室、人事部、財務部担当、秘書室長（現）</p> <p>(取締役候補者とした理由) 当社経営戦略室長、(株)エスディーネットワーク代表取締役社長、当社執行役員人事部長兼秘書室長を経て、当社取締役兼執行役員総務部、秘書室、人事部、財務部担当、秘書室長に就任。グループ全般の経営及び管理に関する豊富な知識と経験を有していることから、取締役候補者いたしました。</p>	4,100株
6	<p>再任 社外</p> <p>やまもとかずお 山本和夫 (1948年3月11日)</p>	<p>1971年4月 監査法人池田昇一事務所（現EY新日本有限責任監査法人）入所 2010年7月 公認会計士・税理士山本和夫会計事務所所長（現） 2012年6月 (株)ピーシーデポコーポレーション社外監査役 2014年9月 (株)ラクト・ジャパン社外監査役 2016年6月 当社社外取締役（現）</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、公認会計士としての専門的な知識と他社の社外監査役としての経験を有していることから社外取締役候補者いたしました。同氏が選任された場合には、ガバナンス委員として、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の決定方針について、独立した立場から関与していただく予定です。</p>	-

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
7	<p>再任 社外</p> <p>しん ぼ せい いち 新 保 誠 一</p> <p>(1951年4月9日)</p>	<p>1975年4月 東京海上火災保険(株)入社 2000年4月 経営企画部長 2003年6月 東京自動車本部自動車営業第三部長 2004年6月 執行役員 2006年10月 東京海上日動火災保険(株)常務執行役員 2009年7月 損害保険契約者保護機構専務理事 2013年6月 東京応化工業(株)社外監査役 2015年6月 伊藤忠エネクス(株)社外取締役 2018年6月 当社社外取締役 (現)</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 東京海上日動火災保険(株)常務執行役員を経て、数社において社外取締役、社外監査役を歴任。経営全般に関する豊富な経験を有していることから社外取締役候補者といいたしました。同氏が選任された場合には、ガバナンス委員として、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の決定方針について、独立した立場から関与していただく予定です。</p>	6,000株
8	<p>新任 社外</p> <p>むら やま ゆ か り 村 山 由 香 里</p> <p>(1972年8月4日)</p>	<p>2000年4月 弁護士登録 (東京弁護士会) ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所勤務 2010年1月 金融庁監督局出向 2012年4月 ビンガム・坂井・三村・相澤法律事務所帰任 2015年4月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所 パートナー (現) 2015年6月 (株)電通国際情報サービス社外監査役 2016年3月 (株)電通国際情報サービス社外取締役 (現)</p> <p>(重要な兼職の状況) (株)電通国際情報サービス社外取締役</p> <p>(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要) 社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士としての専門的な知識と他社の社外取締役、社外監査役としての経験を有していることから社外取締役候補者といいたしました。同氏が選任された場合には、ガバナンス委員として、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の決定方針について、独立した立場から関与していただく予定です。</p>	-

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山本和夫氏ならびに新保誠氏は社外取締役候補者であります。当社は、両者を東京証券取引所の定める独立役員として届出ており、再任され就任した場合には、独立役員の届出を継続いたします。
3. 村山由香里氏は社外取締役候補者であります。選任され就任した場合、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として届出をする予定です。
4. 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、取締役(業務執行取締役を除く)との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、社外取締役候補者である山本和夫氏ならびに新保誠氏が再任され就任した場合、両氏との間で同契約を継続する予定です。また、社外取締役候補者である村山由香里氏が選任され就任した場合、村山由香里氏と同契約を新たに交わす予定です。
- なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役として、当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない

- ときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとします。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の、株主または第三者に対する法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約によって補償することとしており、各候補者が取締役を選任され就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。また当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 6. 山本和夫氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
 7. 新保誠一氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

2018年6月28日開催の第5回定時株主総会において選任いただいた補欠社外監査役の杉浦哲郎氏の予選の効力は本総会開始の時をもって失効いたします。つきましては、改めて補欠の社外監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠の社外監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式数
<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px; display: inline-block; margin-bottom: 5px;">社外</div> すぎうら てつ ろう 杉 浦 哲 郎 (1954年7月30日)	1977年4月 (株)富士銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 1996年6月 富士総合研究所(株)経済調査部長 2001年1月 理事チーフエコノミスト 2005年4月 (株)みずほフィナンシャルグループ執行役員 2007年4月 みずほ総合研究所(株)専務執行役員 2014年4月 一般社団法人日本経済調査協議会専務理事 2017年6月 芙蓉オートリース(株)社外監査役 2019年6月 (株)千葉興業銀行社外取締役(現) (重要な兼職の状況) (株)千葉興業銀行 社外取締役 (補欠の社外監査役候補者とした理由) みずほ総合研究所(株)専務執行役員や芙蓉オートリース(株)社外監査役、(株)千葉興業銀行社外取締役を務めるなど、経営全般ならびに監査役としての知見を有していることから、補欠の社外監査役候補者としたしました。	—

- (注) 1. 補欠の社外監査役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 杉浦哲郎氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏の選任が承認され、監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出をする予定です。
3. 当社は、監査役として有能な人材を迎えることができるよう、監査役との間で当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。補欠の社外監査役候補者である杉浦哲郎氏の選任が承認され、監査役に就任した場合、責任限定契約を締結する予定です。
- なお、その契約内容の概要は次の通りです。
- ・監査役として、当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとします。
4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の、株主または第三者に対する法律上の損害賠償金および争訟費用を当該保険契約によって補償することとしております。補欠の社外監査役候補者である杉浦哲郎氏の選任が承認され、監査役に就任した場合には当該保険契約の被保険者となります。

取締役候補者、監査役及び執行役員の専門性と経験（スキルマトリックス）

- ・取締役候補者の専門性と経験は、次のとおりであります。

地位	氏名	企業 経営	財務・会計	製造・研究 開発・技術	法務・リスク マネジメント・ ガバナンス	企画・ マーケティング	グローバル 経験
代表取締役社長	金子 洋文	○		○	○	○	○
取締役兼専務執行役員	森下 貴	○		○		○	
取締役兼執行役員	岡本 英夫		○		○		○
取締役兼執行役員	坂田 貞二	○				○	
取締役兼執行役員	谷内 俊文	○	○			○	
取締役（社外）	山本 和夫		○		○		
取締役（社外）	新保 誠一	○			○	○	
取締役（社外）	村山 由香里				○		

- ・監査役及び取締役を兼務しない執行役員の専門性と経験は、次のとおりであります。

地位	氏名	企業 経営	財務・会計	製造・研究 開発・技術	法務・リスク マネジメント・ ガバナンス	企画・ マーケティング	グローバル 経験
監査役（社外）	野沢 勝則	○	○		○	○	○
監査役（社外）	松尾 典男				○	○	
監査役	青木 章哲		○	○		○	
監査役	岩井 常道					○	
執行役員	青山 強	○		○		○	
執行役員	高橋 茂信			○	○		
執行役員	山口 容史			○		○	
執行役員	小川 文生			○		○	
執行役員	天内 心	○		○		○	

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団（当社グループ）の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当社グループの価値創造のあゆみ、ビジネスモデル、マテリアリティ（重要課題）とESG・SDGsとの関連性、モノづくりを通じたサステナビリティ、ESGへの取り組み等を掲載した統合報告書「カーリットレポート2021」を発行し、当社ウェブサイトのサステナビリティページ上にも掲載しております。

また、当社は、2022年1月11日付で東京証券取引所より公表の「上場会社による新市場区分の選択結果」により、4月4日よりプライム市場に移行いたしました。

今後も株主をはじめとするステークホルダーの皆さまとの対話を積極的に行い、持続的成長と中長期的な企業価値の向上に取り組んでまいります。

当連結会計年度の連結売上高は338億9千4百万円（前期比 42億6千2百万円増、同14.4%増）となりました。連結営業利益は25億6百万円（前期比 9億3千1百万円増、同59.1%増）、連結経常利益は27億4千2百万円（前期比 9億7千2百万円増、同54.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は23億3千6百万円（前期比 11億5百万円増、同89.8%増）となりました。

なお、第1四半期連結会計期間の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）等を適用したため、前期の数値につきましては、当該会計基準等を適用したと仮定して算定した参考値となっております。

また、化学品事業部門における製造の不具合により、第2四半期連結会計期間に、支払補償費として1億3千9百万円の営業外費用が発生し、受取保険金として9千6百万円の営業外収益を計上しました。加えて、2021年9月に南澤建設(株)の株式を取得したことに伴う負ののれん3億9千2百万円および投資有価証券の売却益1億8百万円を特別利益として、固定資産売却損2千2百万円および固定資産除却損2億1千5百万円を特別損失として計上しました。

主な売上高の増減の状況は以下の通りです。

【化学品事業部門】

化学分野においては、産業用爆薬は、土木向けの不調と原材料価格の高騰により減収減益となりました。自動車用緊急保安炎筒は、車検交換向けは車検在庫数の増加による増販に加え、豪雨災害対策と安全意識向上によるガラス破壊具付きへの切替促進もあり増販となった一方で、新車向けは自動車の減産による減販および原材料等の費用が増加し、全体では減収減益となりました。高速道路用信号焰管は、交通量の回復を受けた需要の増加により増収増益となりました。煙火関連は、花火大会が一部開催されたことにより増収増益となりました。宇宙産業関連は、固体推進薬の開発を顧客と共同で開発中であり、実スケールでの地上燃焼試験を実施したところ良好な結果が得られました。今後フライト品製造に向けた開発を進めてまいります。

受託評価分野においては、危険性評価試験、電池試験ともに電池開発の活況継続により増収増益となりました。引き続き設備の増強と拡販に注力してまいります。

化成品分野においては、塩素酸ナトリウム（紙パルプ漂白剤）は紙需要の回復により増収となった一方で、海外輸送停滞により国内輸送の調整に伴う費用が増加し大幅な減益となりました。亜塩素酸ナトリウムは殺菌用途における顧客の減産により減収減益となりました。過塩素酸アンモニウムはHⅢロケットの打ち上げ延期の影響により大幅な減収減益となりました。過塩素酸は需要の増加により増収増益となりました。電極関連は、価格改定とスポット需要の増加により増収となった一方で、原材料価格の高騰等により減益となりました。

電子材料分野においては、電子材料関連製品は、パソコン・通信機器の需要増加および5G関連への採用により増収増益となりました。機能材料関連製品は、オフィス複合機向け需要の回復により増収増益となりました。

セラミック材料分野においては、半導体向け需要の増加および顧客の在庫確保により大幅な増収増益となりました。

これらの結果、当事業部門全体の売上高は169億5千万円（前期比 13億7千4百万円増、同8.8%増）、営業利益は11億7千2百万円（前期比 4億2千8百万円増、同57.6%増）となりました。

【ボトリング事業部門】

ボトリング事業部門においては、ペットボトル飲料は顧客の在庫調整により減収減益となったものの、缶飲料は生産の効率化により増収増益、委託品は炭酸飲料の増加により増収増益となりました。

これらの結果、当事業部門全体の売上高は43億6千万円（前期比 1億2千1百万円増、同2.9%増）、営業利益は2億1千8百万円（前期比 1億4千万円増、同182.0%増）となりました。

【産業用部材事業部門】

シリコンウェーハは、半導体の需要拡大傾向の継続により増収増益となりました。各種センサー・マイクロフォン等に使用されるMEMS（微小電気機械システム）向けの高平坦度ウェーハ

の販売を開始しております。耐熱炉内用金物は、主要製品であるアンカーの回復により増収増益となりました。ばね・座金製品は、自動車の減産の影響はあったものの、建機向けの好調が継続し大幅な増収増益となりました。

これらの結果、当事業部門全体の売上高は93億1千3百万円（前期比 16億8千6百万円増、同22.1%増）、営業利益は6億5千4百万円（前期比 4億2千3百万円増、同183.8%増）となりました。

【エンジニアリングサービス事業部門】

建築・設備工事は、南澤建設(株)の新規連結寄与はあったものの、受注件数の減少により減収減益となりました。塗料販売・塗装工事は、塗料販売の増加、新規塗装アイテムの獲得および大型設備のスポット受注により大幅な増収増益となりました。構造設計は、収益性の高い物件の増加により増収増益となりました。

これらの結果、当事業部門全体の売上高は41億7千3百万円（前期比 13億7千万円増、同48.9%増）、営業利益は8億9千2百万円（前期比 5億2百万円増、同128.7%増）となりました。

事業セグメント別売上高

区 分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
化 学 品 事 業 部 門	15,576	51.5	16,950	48.7
ボ ト リ ン グ 事 業 部 門	4,239	14.0	4,360	12.5
産 業 用 部 材 事 業 部 門	7,627	25.2	9,313	26.8
エンジニアリングサービス事業部門	2,802	9.3	4,173	12.0
計	30,245	100	34,798	100
そ の 他 ・ 消 去	△613	—	△904	—
合 計	29,631	—	33,894	—

(注) 第1四半期連結会計期間の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を適用したため、前連結会計年度の数値につきましては、当該会計基準等を適用したと仮定して算定した参考値となっております。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資等の総額は9億1千1百万円であります。

- ① 当連結会計年度中に完成した主要設備
該当事項はありません。

- ② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設・拡充
化学品事業部門
日本カーリット(株) 推進薬研究施設増強

- ③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中の設備資金、その他の所要資金については、自己資金および金融機関からの借入により調達いたしました。なお、連結有利子負債残高は43億8千6百万円となり前期比35億9百万円の減少となりました。

(4) 対処すべき課題

1. 会社の経営の基本方針

《経営理念》 信頼と限りなき挑戦

2018年に創業100周年を迎え、創業者である浅野総一郎の理念を踏まえ、当社の、現代の存在意義と将来に向けた夢のある発展を追い求めるため、2013年の持株会社体制への移行を機に経営理念を掲げました。

当社グループは、社会と人々に貢献することが使命と考えます。そのためには「継続ある事業基盤の確立」と「不朽なる技術の進展」は不可欠であります。ステークホルダーからの信頼確保を第一に、研究開発体制の整備、M&Aや海外進出を含む新規事業への積極的な展開を図りながら、新製品の開発と新規事業の開拓を行ってまいります。

社員一同、世界に信頼される「カーリットグループ」となるよう、飽くなき挑戦を日々積み重ねてまいります。

2. 中長期の経営戦略

当社グループは、2021年度を最終年度とする3カ年の中期経営計画「ワクワク21」を終えました。「ワクワク21」では、基本テーマとして「利益指向で事業の足場固めを積み重ね、新たな取り組みに向けて経営資源を投入する」ことを掲げ、諸施策を遂行してまいりました。米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、新製品や新事業の計画が変更となったことにより、数値目標に対し乖離が発生いたしました。2022年度を初年度とした「新・中期経営計画」は現在策定中であり、その発表と合わせ振り返りを行います。

当社グループは、上記の経営理念の下、モノづくりやサービスの提供を通じて社会課題の解決に貢献し、「持続可能な社会の実現」を目指します。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第6期 2019年3月期	第7期 2020年3月期	第8期 2021年3月期	第9期 当連結会計年度 2022年3月期
売上高 (百万円)	54,049	49,745	45,537	33,894
経常利益 (百万円)	2,551	1,732	1,770	2,742
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	1,579	690	1,231	2,336
1株当たり当期純利益 (円)	66.70	29.14	51.82	98.31
総資産 (百万円)	53,712	48,924	50,953	50,078
純資産 (百万円)	26,752	26,209	28,977	30,903
1株当たり純資産額 (円)	1,130.06	1,106.00	1,218.73	1,300.41

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
日本カーリット(株)	1,204百万円	100%	化薬・化学品・電子材料品・研削材・煙火用材料等の製造・販売・危険性評価試験および電池試験の請負
(株)シリコンテクノロジー	450百万円	100%	半導体用単結晶シリコンおよび半導体用シリコンウェーハの製造・販売
ジェーシーボトリング(株)	400百万円	100%	清涼飲料水のボトリング加工・販売
富士商事(株)	12百万円	100%	工業用塗料販売および塗装工事
並田機工(株)	33百万円	100%	各種耐熱炉内用金物の製造・販売
(株)総合設計	10百万円	100%	建築物、工作物、上下水・排水処理施設等の設計および監理
東洋発條工業(株)	40百万円	100%	自動車および建設機械向け各種スプリングの製造・販売
三協実業(株)	30百万円	100%	合成樹脂原料の販売

(注) 当社の連結子会社は15社、持分法適用会社は1社であります。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住 所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
日本カーリット(株)	東京都中央区京橋一丁目17番10号	11,666百万円	34,703百万円

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

事業セグメント	主な事業内容
化学品事業部門	<化薬分野> 産業用爆薬、自動車用緊急保安炎筒、信号焰管、煙火用材料の製造・販売 <受託評価分野> 危険性評価試験、電池試験 <化成品分野> 塩素酸ナトリウム、過塩素酸アンモニウム、亜塩素酸ナトリウム、農薬、電極、過塩素酸、合成樹脂原料の製造・販売 <電子材料分野> 有機導電材料、光機能材料、イオン導電材料の製造・販売 <セラミック材料分野> 研削材の製造・販売
ボトリング事業部門	清涼飲料水のボトリング加工・販売
産業用部材事業部門	半導体用シリコンウェーハ、各種耐熱炉内用金物、スプリングの製造・販売
エンジニアリングサービス事業部門	工業用塗料販売・塗装工事、上下水道・排水処理施設・建築の設計・監理

(8) 主要な営業所および工場（2022年3月31日現在）

① 当社の主要な事業所

本社	東京都中央区
----	--------

② 子会社の主要な事業所および工場

日本カーリット(株)	本社 R&Dセンター 群馬工場 赤城工場 滋賀事業所	東京都中央区 群馬県渋川市 群馬県渋川市 群馬県渋川市 滋賀県犬上郡
(株)シリコンテクノロジー	本社 信濃工場	東京都中央区 長野県佐久市
ジェーシーボトリング(株)	本社 渋川工場	東京都中央区 群馬県渋川市
富士商事(株)	本社 滋賀工場	大阪府大阪市 滋賀県犬上郡
並田機工(株)	本社・本社工場 東京営業所	大阪府大阪市 東京都中央区
(株)総合設計		東京都港区
東洋発條工業(株)	本社 石岡工場 柏原工場	千葉県松戸市 茨城県小美玉市 茨城県石岡市
三協実業(株)	本社	東京都中央区

(9) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前期末増減
化学品事業部門	371名	46名増
ボトリング事業部門	138名	5名減
産業用部材事業部門	350名	1名減
エンジニアリングサービス事業部門	178名	19名増
その他の	58名	36名減
合計	1,095名	23名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入額
(株) みずほ銀行	778百万円
(株) 群馬銀行	659百万円
みずほ信託銀行(株)	410百万円
(株) りそな銀行	335百万円

(11) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(12) 事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(13) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(14) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（2022年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 23,957,784株（自己株式 92,216株を除く）
- (3) 株 主 数 31,475名

(4) 大株主

株 主 名	所有株式数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行(株)（信託口）	2,468	10.3
みずほ信託銀行(株)退職給付信託 丸紅口 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行	1,997	8.3
日 油 (株)	915	3.8
みずほ信託銀行(株)退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 (株)日本カストディ銀行	913	3.8
明 治 安 田 生 命 保 険 (株)	700	2.9
長 瀬 産 業 (株)	700	2.9
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	675	2.8
芙蓉総合リース(株)	522	2.2
関 東 電 化 工 業 (株)	464	1.9
(株)日本カストディ銀行（信託口）	451	1.9

- (注) 1. 持株比率は自己株式92,216株を控除して計算しております。
2. みずほ信託銀行(株)退職給付信託 丸紅口の所有株式は、丸紅(株)が退職給付信託として拠出したものであります。
3. みずほ信託銀行(株)退職給付信託 みずほ銀行口の所有株式は、(株)みずほ銀行が退職給付信託として拠出したものであります。
4. 自己株式には、取締役に対する業績連動型株式報酬制度の運用のために(株)日本カストディ銀行（信託E口）が保有している181,100株を含んでおりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区 分	株式数（千株）	交付対象者数（人）
取 締 役 （ 社 外 取 締 役 を 除 く ）	—	—
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告26ページ「4. 会社役員に関する事項（4）取締役および監査役の報酬等」に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	金子洋文	内部監査室担当
取締役	森下 貴	専務執行役員、経営戦略室、広報・ESG推進室担当、日本カーリット(株)代表取締役社長
取締役	岡本英夫	執行役員、法務・コンプライアンス部、財務部、ITシステム推進部担当、法務・コンプライアンス部長
取締役	坂田貞二	執行役員、ジェーシーボトリング(株)代表取締役社長
取締役	澤村文孝	執行役員、並田機工(株)代表取締役社長
取締役	谷内俊文	執行役員、総務部、秘書室、人事部担当、秘書室長、三協実業(株)代表取締役社長
取締役	大村扶美枝	TREホールディングス(株)社外取締役
取締役	山本和夫	
取締役	新保誠一	
常勤監査役	野沢勝則	日本カーリット(株)監査役
監査役	松尾典男	セントラル総合開発(株)社外監査役
監査役	青木章哲	日本カーリット(株)常任監査役
監査役	岩井常道	日本カーリット(株)監査役

- (注) 1. 取締役大村扶美枝氏、取締役山本和夫氏および取締役新保誠一氏の3氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 常勤監査役野沢勝則氏ならびに監査役松尾典男氏の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役大村扶美枝氏、取締役山本和夫氏、取締役新保誠一氏、常勤監査役野沢勝則氏および監査役松尾典男氏の5氏は東京証券取引所に対し独立役員として届出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役は、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき、善意で重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとします。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は当社及び子会社等の会社法上の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。会社の役員として行った行為または不作為に起因して、保険期間中に株主または第三者から損害賠償請求された場合に、これによって役員が被る被害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を補償対象としております。

(4) 取締役および監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、下記の通り取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を取締役会にて決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめその内容についてガバナンス委員会に諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、ガバナンス委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

I. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とします。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、賞与により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。

II. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、各取締役の職務の評価も加味して決定するものとしております。各取締役の職務の評価に関しては、代表取締役が各取締役の職務の状況の評価し、ガバナンス委員会に諮問し、取締役会が答申結果を受けて審議決定します。

Ⅲ. 賞与の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

賞与は、当社の取締役の報酬と業績および株式価値との連動性を明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的とした業績連動型株式報酬制度としております。業績連動型株式報酬等の総額について1事業年度60百万円を限度としております。取締役（社外取締役を除く）に対し、連結経常利益を業績基準とし、当社が定めた役員株式給付規定に基づき達成度合いに応じて定められたポイントを付与します。連結経常利益を指標とする理由としては、営業活動を表す営業利益に財務活動による損益が加減されたものであり、経営活動全般の利益を表すものであるため、数値指標として採用します。一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付し、給付を受ける時期は原則として取締役の退任時とします。給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により、取引市場または当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。

a. 支給対象

取締役（社外取締役を除く）

b. 業績連動給与として支給する財産

当社普通株式および金銭

c. 株式報酬の支給額等の算定方法

下記算定方式により付与ポイント进行計算し、毎年の定時株主総会終了日に受給予定者にポイント进行付与します。

付与ポイント数 = 配分原資（別表1） × （別表2に定める各受給予定者のポイント付与割合 ÷ ポイント付与合計） ÷ 信託が本株式を取得したときの株価（1ポイント未満は切り捨て）

（別表1）配分原資

業績基準	配分原資
連結経常利益12億円以上、かつ連結純利益6億円以上	連結経常利益の1.5% （上限60百万円）
連結経常利益12億円未満 あるいは12億円以上であっても連結純利益6億円未満	支給せず

（注）1. 連結経常利益、配分原資は百万円未満切捨て。

2. 相応の理由がある場合には、取締役会決議によりポイント进行付与しない場合がある。

(別表2) ポイント付与割合

役位	ポイント付与割合
取締役会長	2.5
取締役社長	4.0
取締役副社長	2.5
取締役専務	2.0
取締役常務	1.5
取締役	1.0

- (注) 1. 各事業年度において付与されるポイント数合計の上限は120,000ポイント
 2. ポイント割合に応じて割り振られる金額は1万円未満切捨て

上記の計算式により付与された毎年のポイントの累計数を基礎として、以下の算式により計算される株式数を給付される権利を当該受給予定者の退任時に取得します。なお、給付株式数に単元未満株の株数が生じる場合、当該株数相当の金銭を給付します。また、受給予定者が死亡した場合には、当該株数に受給予定者の死亡した日の株式市場における終値または気配値を乗じた金額に相当する金銭を当該取締役の遺族に給付します。

給付株式数 = 累計ポイント × 1.0

Ⅳ. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、ガバナンス委員会において検討を行います。取締役会はガバナンス委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとします。

なお、Ⅰ.において記載の通り、業務執行取締役の報酬については、固定報酬としての基本報酬、賞与により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととします。業務執行取締役については、固定報酬としての基本報酬に加えて、業績連動型株式報酬として、Ⅲ.において記載の通り、各事業年度の業績に応じてポイントを付与し、原則各取締役の退任時にポイントの累計数に応じた株式数を賞与として支給します。従って、業務執行取締役の報酬等の額に対する割合は、業績連動型株式報酬によって付与されるポイントに応じて変動することがあります。

Ⅴ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の取締役の報酬額については、透明性・客観性を高めるためガバナンス委員会に諮問し、取締役会が答申結果を受けて審議決定します。業績連動型株式報酬制度については、上記Ⅲ.の記載内容に従ってポイントを計算し、取締役会にて決議します。

② 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の数(名)
		基本報酬	業務連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役	164 (うち社外 21)	123 (うち社外 21)	41 (うち社外 0)	-	9 (うち社外 3)
監査役	35 (うち社外 22)	35 (うち社外 22)	-	-	5 (うち社外 3)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2019年6月27日開催の第6回定時株主総会において年額300百万円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は2014年6月27日開催の第1回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記には2021年6月29日開催の第8回定時株主総会の終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおりません。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行取締役等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
該当事項はございません。
- ② 他の法人等の社外役員の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
社外取締役大村扶美枝氏は、TREホールディングス(株)社外取締役を兼務しております。なお、当社と同社の間には、特別な利害関係はありません。
社外監査役松尾典男氏は、セントラル総合開発(株)社外監査役を兼務しております。なお、当社と同社の間には、特別な利害関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	主な活動の状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
大村 扶美枝	社外取締役	当期において開催された取締役会全18回のうち、書面決議4回を除く14回中13回に出席し、弁護士としての専門的な知識・経験等に基づいて積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、ガバナンス委員会の委員長として、当期において開催されたガバナンス委員会12回中11回に出席し、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の方針の決定過程における監督機能を担っております。
山本 和夫	社外取締役	当期において開催された取締役会全18回のうち、書面決議4回を除く14回すべてに出席し、公認会計士としての専門的な知識・経験等に基づいて積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、ガバナンス委員会の委員として、当期において開催されたガバナンス委員会12回すべてに出席し、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の方針の決定過程における監督機能を担っております。
新保 誠一	社外取締役	当期において開催された取締役会全18回のうち、書面決議4回を除く14回すべてに出席し、数社において社外役員を歴任した経験に基づいて積極的に発言を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するために適切な役割を果たしております。また、ガバナンス委員会の委員として、当期において開催されたガバナンス委員会12回すべてに出席し、当社の経営陣幹部の選解任の方針や取締役の報酬体系・報酬金額の方針の決定過程における監督機能を担っております。
野沢 勝則	社外監査役	当社社外監査役就任後に開催された取締役会全14回のうち、書面決議3回を除く11回すべて、監査役会15回すべてに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から発言を行っております。
松尾 典男	社外監査役	当期において開催された取締役会全18回のうち、書面決議4回を除く14回すべて、監査役会21回すべてに出席し、主に出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬	28百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、報酬の算定根拠、監査計画の内容などが適切であるかをどうかについて必要な検証をした結果、会計監査人の報酬等につき同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役全員の同意により会計監査人を解任し、また、当該会計監査人がその職務を継続することの適格性につき疑義が生じたと判断される場合には、その事実に基づき当該会計監査人の解任または不再任の検討を行い、必要あるときは株主総会の付議議案とすることを含め、適切な手続きを取る方針です。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

該当事項はありません。

6. 会社の体制および方針

当社取締役会は「内部統制システムに関する基本方針」を下記のとおり決議し、運用しております。

(1) 取締役および使用人の業務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは取締役、使用人が遵守すべき規範として「グループ・コンプライアンス憲章」を制定し、企業活動のあらゆる場面において法令・社内規程・そのほか社会規範等を遵守すべきことを定めております。「グループ・コンプライアンス憲章」の定めに基づき、当社グループのコンプライアンス管理を行なうにあたっての体制・管理方法など基本的な事項を「グループ・コンプライアンス管理規程」に定め、これによりコンプライアンスに関する教育・啓発の推進、「グループ・コンプライアンスマニュアル」の制改定、コンプライアンスの遵守状況のチェック、および内部通報制度の適切な運用が行なわれることとなっております。
- ② 取締役会は、法令、定款、取締役会規程の定めにより、毎月1回の定時取締役会のほか、必要あるときは臨時取締役会を開催し、経営およびコンプライアンスに関する重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督します。
- ③ 監査役は監査を実施するほか、取締役会に出席して必要ある場合は意見を述べるなど取締役の業務執行を監査します。また、常勤監査役は取締役会のみならずグループ経営戦略会議、コンプライアンス委員会等重要な会議に出席して取締役の業務執行を監査しております。
- ④ コンプライアンス委員会は、当社法務・コンプライアンス部を事務局として、コンプライアンスに関する事項を審議し、当社グループにおけるコンプライアンスの推進を図ります。
- ⑤ 当社内部監査室は、当社グループの運用状況について定期的に監査を実施し、監査対象部門に対する問題点の指摘を行ない、業務改善の指示を発します。
- ⑥ 当社グループは、独立役員に期待される役割を果たすことが出来ると判断した社外取締役および社外監査役を独立役員として指定します。

(2) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 当社グループは財務報告の信頼性を確保するために内部統制システムを整備し、継続的に運用の状況の評価を行ない業務の不断の改善に努めます。
- ② 当社グループは、財務報告の基本方針を定めます。
- ③ 当社の内部監査室がグループ各社の監査を実施します。

(3) 取締役の業務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 当社は「グループ情報管理規程」を制定し、グループ会社の情報の適切な保護と利用について基本方針を定めております。

- ② 当社グループは法令、社内規程の定めにより取締役の業務執行に係る文書等の保存および管理を適切に行ないます。
- ③ 当社グループはパソコン、データ、ネットワーク等の各種情報インフラに対して内外からの脅威が発生しないように適切な保護対策を実施します。

(4) 取締役の業務の執行が効率的に行なわれていることを確保するための体制

- ① 当社グループは取締役の意思決定に基づき経営環境の急激な変化に対応して業務を効率的に執行するため、取締役の任期を1年とするとともに執行役員制度を導入します。
- ② 経営に関する重要な事項に関して審議するほか迅速な業務執行を行なうために全取締役、全執行役員および常勤監査役が出席するグループ経営戦略会議を原則毎月開催します。
- ③ 当社グループは長期的な経営目標・基本姿勢等を経営方針とし、中期経営計画に基づいた中期経営方針を、また当社の経営環境・経営状況を考慮して単年度における年度経営方針および年度経営予算をグループ経営戦略会議の審議を経て取締役会で決定します。

(5) 当社グループにおける業務の適正性を確保するための体制

- ① 当社グループ各社については、経営の自主性を尊重しつつ当社から取締役、監査役を立て事業の統括的な管理ならびに会計の状況を定常的に監督するとともに、監査役とグループ各社の監査役とは十分な連携をとりながら適切な情報交換を行ないます。
- ② グループ各社の経営予算および経営方針の進捗状況等については、原則毎月開催される当社グループ経営戦略会議に当社グループ各社の社長が出席し、グループ各社の経営予算および経営方針の進捗状況等について報告・検討を行ない、グループ一体となった業務の適正性と効率性の確保に努めます。
- ③ 当社の内部監査室がグループ各社の監査を実施します。

(6) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は「グループ危機管理規程」を制定し、事業活動を行なう過程での万が一の不測の事態に適切に対応することにより、当社グループの組織運営の安定と予想される損失を可能な限り抑える体制を構築します。
- ② 業務執行に関わるリスクについては当社の各部門およびグループ各社においてリスクの分析、対応策の検討を行ないます。

労働安全衛生に関するリスクについては「グループリスクアセスメントガイドライン」を制定し、グループ内でのリスクアセスメントを統一かつ効果的に運用することにより、労働災害の未然防止を図ります。

また、法務リスクについては「グループ法務リスク管理規程」を定め、当社法務・コンプライアンス部が当社グループの法務リスクを管理することとしております。

- ③ 新規事業進出や大きな投資案件などについては、当社の稟議審査会、グループ経営戦略会議、取締役会での審議を経て決定がなされます。

(7) 監査役がその業務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ① 監査役会がその業務を補助するために監査役選任補助者を求めた場合は、当該使用人を配置します。配置に当たっての人選は取締役と協議のうえ決定します。
- ② 監査役選任補助者は、業務執行に関する他の業務を兼務しないものとし、監査役会から指揮命令を受けた監査役選任補助者は、その命令に関して取締役からの指揮命令に優先します。
- ③ 監査役選任補助者の人事異動、人事評価、懲戒処分については事前に監査役会の同意を得たうえで取締役会が決定します。

(8) 監査役に報告するための体制および監査役が実効的に行なわれていることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役および使用人は、当社に著しい影響を及ぼす事実を発見したときは、監査役に報告をします。
- ② 監査役は何時でも取締役および使用人に対して、業務遂行に関して報告を求めることが出来ることとします。
- ③ 監査役は代表取締役、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催します。
- ④ 監査役は内部監査室と緊密な連携を保つとともに内部監査の計画・結果等について報告を求めます。
- ⑤ 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理します。

7. 業務の適正を確保するための内部統制システムの運用状況

【コンプライアンスに対する取組】

当社は、公正で健全なグループ企業活動を実践することを目的として「グループ・コンプライアンス憲章」を制定しております。当期はコンプライアンス委員会を2回開催し、グループ各社のコンプライアンス遵守状況のモニタリングおよびコンプライアンス推進のための施策をグループ内に展開いたしました。また、法務・コンプライアンス部が主体となりグループ各社に対してコンプライアンス研修を実施し、公正かつ健全な事業活動の実践を図りました。また、外部の弁護士他を窓口とする内部通報制度を制定し、その周知を行いました。

当社の内部統制システムは、代表取締役社長が担当する内部監査室が主体となり、グループ全体の内部統制システムの運用状況を監査しております。

【業務執行の適正及び効率性の確保に関する取組】

取締役会は定時取締役会および臨時取締役会が全18回(書面決議4回を含む)開催され、付議された議案について活発に意見交換を行ないました。また、グループ各社の経営予算、経営方針の進捗状況について報告する予算会を2回、社外役員を含めた取締役・監査役ならびに連結子会社の代表取締役が出席するグループ経営戦略会議を15回開催した他、当社の取締役や執行役員が出席する経営会議を12回開催し、グループ各社の業績等について報告・検討をいたしました。

(注) 本事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	3,768	支払手形及び買掛金	6,217
受取手形、	10,145	短期借入金	302
売掛金及び契約資産		1年内返済予定の長期借入金	977
商品及び製品	2,693	未払法人税等	488
仕掛品	500	賞与引当金	660
原材料及び貯蔵品	1,577	その他	2,454
その他	2,107	流動負債合計	11,100
貸倒引当金	△8	II 固定負債	
流動資産合計	20,785	長期借入金	1,788
II 固定資産		リース債務	410
1 有形固定資産		繰延税金負債	3,207
建物及び構築物	8,692	環境対策引当金	10
機械装置及び運搬具	3,207	役員株式給付引当金	50
土地	5,868	退職給付に係る負債	1,113
リース資産	1,248	その他	1,491
建設仮勘定	107	固定負債合計	8,074
その他	236	負債合計	19,174
有形固定資産合計	19,361	純 資 産 の 部	
2 無形固定資産		I 株主資本	
その他	96	資本金	2,099
無形固定資産合計	96	資本剰余金	1,192
3 投資その他の資産		利益剰余金	23,509
投資有価証券	8,583	自己株式	△166
繰延税金資産	595	株主資本合計	26,634
退職給付に係る資産	6	II その他の包括利益累計額	
その他	651	その他有価証券評価差額金	4,190
貸倒引当金	△2	繰延ヘッジ損益	31
投資その他の資産合計	9,834	為替換算調整勘定	111
固定資産合計	29,293	退職給付に係る調整累計額	△64
		その他の包括利益累計額合計	4,269
資産合計	50,078	純資産合計	30,903
		負債・純資産合計	50,078

連結損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 売上高		33,894
II 売上原価		25,246
売上総利益		8,647
III 販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費	6,140	6,140
営業利益		2,506
IV 営業外収益		
受取配当金	203	
持分法による投資利益	21	
受取保険金	110	
為替差益	48	
その他	84	468
V 営業外費用		
支払利息	64	
支払補償費	139	
支払手数料	13	
その他	16	232
経常利益		2,742
VI 特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	108	
負ののれん発生益	392	500
VII 特別損失		
固定資産売却損	22	
固定資産除却損	215	237
税金等調整前当期純利益		3,005
法人税、住民税及び事業税	693	
法人税等調整額	△25	668
当期純利益		2,336
VIII 親会社株主に帰属する当期純利益		2,336

計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
I 流動資産		I 流動負債	
現金及び預金	2,763	1年内返済予定の長期借入金	977
関係会社短期貸付金	5,379	預り金	543
その他	22	賞与引当金	56
流動資産合計	8,165	その他	126
II 固定資産		流動負債合計	1,703
1 有形固定資産		II 固定負債	
建物及び構築物	1,313	長期借入金	1,788
工具器具備品	5	長期預り金	1,219
土地	265	繰延税金負債	1,823
有形固定資産合計	1,584	退職給付引当金	40
2 無形固定資産		役員株式給付引当金	50
ソフトウェア	15	固定負債合計	4,922
ソフトウェア仮勘定	13	負債合計	6,626
無形固定資産合計	28	純 資 産 の 部	
3 投資その他の資産		I 株主資本	
投資有価証券	7,461	1 資本金	2,099
関係会社株式	15,139	2 資本剰余金	
関係会社長期貸付金	2,171	(1) 資本準備金	1,196
その他	153	(2) その他資本剰余金	13,715
投資その他の資産合計	24,925	資本剰余金合計	14,911
固定資産合計	26,538	3 利益剰余金	
資産合計	34,703	(1) その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	7,404
		その他利益剰余金合計	7,404
		利益剰余金合計	7,404
		4 自己株式	△155
		株主資本合計	24,259
		II 評価・換算差額等	
		その他有価証券評価差額金	3,817
		評価・換算差額等合計	3,817
		純資産合計	28,077
		負債・純資産合計	34,703

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
I 営業収益		2,223
II 営業費用		1,554
営業利益		668
III 営業外収益		
受取利息	49	
受取配当金	180	
その他	6	236
IV 営業外費用		
支払利息	29	
支払手数料	13	
その他	1	44
経常利益		860
V 特別利益		
投資有価証券売却益	108	108
VI 特別損失		
固定資産除却損	2	2
税引前当期純利益		966
法人税、住民税及び事業税	117	
法人税等調整額	△65	51
当期純利益		914

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

カーリットホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 打越 隆
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 原賀 恒一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、カーリットホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カーリットホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月25日

カーリットホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 打越 隆
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 原 賀 恒一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、カーリットホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、Web会議等も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業の報告を受け、必要に応じて子会社に赴き業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。尚、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月26日

カーリットホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 野 沢 勝 則 ㊞

監 査 役 青 木 章 哲 ㊞

監 査 役 松 尾 典 男 ㊞

監 査 役 岩 井 常 道 ㊞

(注) 常勤監査役野沢勝則及び監査役松尾典男は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会 会場ご案内図

会場

〈本社〉住友商事京橋ビル7階
東京都中央区京橋一丁目17番10号
カーリットホールディングス株式会社
本社会議室
電話：03-6893-7070

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンがご案内します。

目的地入力は不要です!

右図を
読み取りください。



交通の
ご案内

- JR「東京駅」八重洲中央口より徒歩約10分
- 東京メトロ銀座線「京橋駅」4番出口より徒歩約6分
- 都営浅草線「宝町駅」A2、A8出口より徒歩約2分

※駐車場の用意がございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

 **カーリットホールディングス株式会社**

〒104-0031 東京都中央区京橋一丁目17番10号
TEL：03-6893-7070 FAX：03-6893-7050

<https://www.carlithd.co.jp>

カーリットHD

検索



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。